

3 情報・通信関係

(1) 通信

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容						
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期			講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
インターネット通信料金	インターネットの通信料金に係る定額制の導入を始めとする料金の低下を求めるニーズに対応し、以下の措置を講ずる。 i）従来の電話線を活用するDSL（デジタル加入者回線）や無線による接続、CATV、衛星など次々に現れる多様なアクセス回線技術の速やかな導入を促進するため、必要に応じ、積極的な利用に向けて技術的な検討等の環境整備を進める。			12年度以降逐次実施	（総務省） ○ 「無線設備規則の一部を改正する省令」（平成10年郵政省令第112号）等により、準ミリ波帯・ミリ波帯（22GHz帯、26GHz帯及び38GHz帯）の周波数を利用した無線アクセスシステム等の実用化のための措置を講じた。 「無線設備規則の一部を改正する省令」（平成12年郵政省令第49号）等により、60GHz帯において無線アクセスシステム等の実用化のための措置を講じた。 「無線設備規則の一部を改正する省令」（平成14年総務省令第21号）等により、2.4GHz帯、25GHz帯等において免許不要な無線アクセスシステム等の高度化、実用化のための措置を講じた。 「無線設備規則の一部を改正する省令」（平成14年総務省令第98号）等により、5GHz帯無線アクセスシステムの実用化のための措置を講じた。 「無線設備規則の一部を改正する省令」（平成15年総務省令第133号）等により、18GHz帯無線アクセスシステム等の実用化のための措置を講じた。 「事業用電気通信設備規則の細目を定める件（昭和64年郵政省告示第228号）」の一部改正（平成15年9月）により、DSL回線等相互の干渉を低減するための措置を講じた。	

(4) 周波数割当

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講 ぜ ら れ た 措 置 の 概 要 等	備 考
事 項 名	措 置 内 容	実 施 予 定 時 期				
		平成10年度	平成11年度	平成12年度		
○周波数割当・利用方法	）周波数資源開発のためのイノベーションを促進するため、電波法の技術基準について、技術開発を行う民間企業等の意見を反映させ、可能な限り自由度の高い基準となるように努める。			12年度以降引き続き逐次実施	（総務省） ○ 電波法に関する技術的条件を定めるため、情報通信審議会の審議において、技術開発を行う民間企業等の専門家を専門委員として任命するなど、可能な限り自由度の高い技術的条件となるよう努めている。	